

火薬類事務取扱規程を次のように定める。

火薬類事務取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 火薬類の運搬に関する取扱い（第2条―第8条）
- 第3章 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する取扱い（第9条―第16条）
- 第4章 火薬庫等に関する取扱い（第16条の2―第18条）
- 第5章 緊急時の報告及び措置要請の報告（第19条・第20条）
- 第6章 意見聴取に関する取扱い（第21条）
- 第7章 雑則（第22条―第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「令」という。）、火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「運搬府令」という。）及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「猟銃等火薬府令」という。）に基づく火薬類の運搬に関する証明、猟銃用火薬類等の譲渡等に関する許可その他の事務について必要な事項を定めるものとする。

第2章 火薬類の運搬に関する取扱い

（運搬届の受理）

第2条 警察署長は、運搬府令第2条第1項に規定する火薬類運搬届（以下「運搬届」という。）及び運搬計画表を受理した場合は、必要な調査を行うものとする。

（運搬の通知）

第3条 警察署長は、運搬しようとする火薬類（法第2条に規定する火薬類をいう。以下同じ。）の数量が1トン以上であって、かつ、その到着場所が兵庫県内の他の警察署（以下「県内他署」という。）の管轄区域の場合は当該警察署の長に、他の都道府県公安委員会（以下「他の公安委員会」という。）の管轄区域の場合は生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に、必要な事項を通知又は報告するものとする。この場合において、運搬の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該運搬の経路を管轄し、又は担当する所属長に対しても同様の通知するものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、警察署長は、運搬しようとする火薬類の数量が1トン以上であって、かつ、その到着場所が県内他署の管轄区域であるもののうち、特に必要があると認めるときは、保安課長に必要な事項を報告するものとする。

3 保安課長は、警察署長又は他の公安委員会から火薬類の運搬について通知を受けたもののうち、交通の安全の確保その他必要があると認めるものについては、その運搬の日時、経路、車両その他参考事項を関係する所属長に通報するものとする。

4 前項の通報を受けた所属長は、兵庫県内の主要道路のうち、火薬類を運搬する自動車の運行に支障のある道路があるとき、又は運行についての指示、注意等を要すると認められる事情のあるときは、保安課長に通報するものとする。

（通知の回答）

第4条 保安課長は、前条第1項の報告を受けた場合は、当該他の公安委員会に通知し、支障がある旨の回答を受けたときは、速やかに当該報告をした警察署長に通知するものとする。

2 警察署長は、県内他署の長から前条第1項に係る通知を受けたときは、速やかに支障の有無を調査し、その結果を当該通知をした警察署長に回答するものとする。

（運搬証明書の交付）

第5条 警察署長は、運搬府令第3条に規定する火薬類運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）を交付する場合は、正副1通ずつを作成し、正本にあっては当該届出に係る運搬計画表1通を付して交付し、副本にあっては保存するものとする。

2 前項の場合において、警察署長は災害を防止し、又は公共の安全の維持を図るため必要があると認めるときは、法第19条第2項の規定に基づき、必要な指示をするものとし、その内容を当該運搬証明書の所定欄に記載するものとする。

3 警察署長は、第1項の規定により交付する運搬証明書の有効期間は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 兵庫県内にとどまる運搬は、2日以内

(2) 短期間のうちに継続して一定の数量、時間及び経路により、専ら兵庫県内の運搬にとどまるものは、7日以内

(3) 他の公安委員会の管轄区域に及ぶときは、運搬に要すると認める日数の2倍の日数以内

(4) 鉄道、船舶等を利用して運搬するときは、配車、配船等に要すると認められる日数に、運搬に要すると認められる日数の2倍を加えた日数以内

4 警察署長は、第1項の規定により運搬証明書を交付したときは、当該運搬届のうち1通を保安課長に送付するものとする。

（運搬証明書の書換え及び再交付）

第6条 警察署長は、運搬府令第4条に規定する火薬類運搬証明書記載事項変更届を受理したときは、第3条第1項の規定に準じて通知又は報告をし、当該運搬証明書の該当箇所を書き換えて返還するものとする。

2 第4条第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づく報告又は通知のあった場合に準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「前条第1項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

3 警察署長は、運搬府令第5条に規定する火薬類運搬証明書再交付申請書を受理した場合は、記載事項に誤りのないことを確認し、相違がないと認めるときは、再交付の表示をした運搬証明書を交付するものとする。

（運搬中における届出に対する措置）

第7条 警察署長は、運搬中における運搬証明書の紛失又は記載内容の変更の申出を受けた場合は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。ただし、当該届出が交付した運搬証明書に係るものであるときは、第6条の規定により処理するものとする。

(1) 運搬証明書を紛失した旨の届出を受けたときは、当該運搬証明書を交付した警察署長に通知（他の公安委員会の交付に係るものは、保安課長に報告）をし、運搬証明書交付の事実を確認した後、紛失届出のあった旨の文書を交付すること。

(2) 運搬証明書の記載内容の変更の申出を受けたときは、当該運搬証明書を交付した警察署長に通知（他の公安委員会の交付に係るものは、保安課長に報告）をし、当該運搬証明書の欄外余白に届出年月日及び当該変更事項を記載し、警察署長印を押して返還すること。

（返納された運搬証明書の処理）

第8条 警察署長は、運搬証明書の返納を受けた場合は、当該運搬証明書の副本の所定欄にその旨を記載し、返納を受けた運搬証明書は廃棄するものとする。ただし、県内他署の警察署長が交付したものは、当該警察署長に送付するものとする。

### 第3章 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する取扱い

（譲渡の許可）

第9条 警察署長は、猟銃等火薬府令第2条に規定する猟銃用火薬類等譲渡許可申請書を受理した場合は、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは許可するものとし、猟銃等火薬府令第5条第1項に規定する猟銃用火薬類等の譲渡許可証（以下「譲渡許可証」という。）を正副1通ずつ作成し、正本を交付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により作成した譲渡許可証の副本は、猟銃等火薬府令第14条に規定する台帳に代えて保存するものとする。

(譲受けの許可)

第10条 警察署長は、猟銃等火薬府令第3条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲受許可申請書を受理した場合は、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは許可するものとし、猟銃等火薬府令第5条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲受許可証（以下「譲受許可証」という。）を交付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により譲受許可証を交付したときは、生活安全部長が定める様式の猟銃用火薬類等譲受許可証交付カードを作成し、猟銃等火薬府令第14条に規定する台帳に代えて保存するものとする。

(譲渡及び譲受許可証の書換え又は再交付)

第11条 警察署長は、猟銃等火薬府令第6条に規定する猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書を受理した場合は、記載事項を確認し、相違がないと認めるときは、当該譲渡許可証又は譲受許可証の該当箇所を書き換えて返還するものとする。

2 警察署長は、猟銃等火薬府令第7条第1項に規定する猟銃用火薬類等譲渡（受）許可証再交付申請書を受理した場合は、前項に準じて処理し、再交付の表示をした譲渡許可証又は譲受許可証を交付するものとする。

(返納された許可証の処理)

第12条 警察署長は、譲渡又は譲受許可証の返納を受けたときは、台帳の所定欄に必要事項を記載した上、受領するものとする。ただし、猟銃・空気銃所持許可証（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第29号）に添付された譲受許可証であって、抹消手続きを必要とするものは、台帳に必要事項を記載した後、所要の措置を講じて返還するものとする。

(輸入の許可)

第13条 警察署長は、猟銃等火薬府令第9条第1項に規定する猟銃用火薬類等輸入許可申請書（以下「輸入許可申請書」という。）を受理した場合は、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは許可するものとし、当該輸入許可申請書のうち1通の欄外余白に必要事項を記載し、これを輸入許可書として交付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した輸入許可申請書のうち、交付しなかった1通については、猟銃等火薬府令第14条に規定する台帳に代えて保存するものとする。

3 警察署長は、猟銃等火薬府令第9条第4項に規定する猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届（以下「輸入許可書変更届」という。）を受理した場合は、記載事項に誤りのないことを確認し、提出された当該輸入許可書の該当箇所を書き換えて返還するものとする。

4 警察署長は、猟銃等火薬府令第10条に規定する猟銃用火薬類等輸入届を受理した場合は、第2項の規定により保存する輸入許可申請書の記載事項（当該輸入許可申請書に係る輸入許可変更届がある場合は、当該輸入許可変更届の記載事項を含む。）との相違の有無を確認し、所要の措置を講ずるものとする。

(消費の許可)

第14条 警察署長は、猟銃等火薬府令第11条第1項に規定する猟銃用火薬類等消費許可申請書（以下「消費許可申請書」という。）を受理した場合は、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは許可するものとし、当該消費許可申請書のうち1通の欄外余白に必要事項を記載し、これを消費許可書として交付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した消費許可申請書のうち、交付しなかった1通については、猟銃等火薬府令第14条に規定する台帳に代えて保存するものとする。

3 警察署長は、猟銃等火薬府令第11条第2項に規定する猟銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届（以下「消費許可書変更届」という。）を受理した場合は、記載事項に誤りのないことを確認し、提出された当該消費許可書の該当箇所を書き換えて返還するものとする。

4 警察署長は、消費許可申請書の消費地が県内他署の管轄区域に及ぶものは、併せて許可するものとし、他の公安委員会の管轄区域に及ぶものがある場合は、兵庫県内の消費地についてのみ許可するものとする。

(条件の付与)

第15条 警察署長は、第9条、第10条、第13条及び前条の規定により、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、

輸入又は消費の許可をする場合において、災害の防止又は公共の安全の維持を図るため必要があると認めるときは、法第48条第1項及び第2項の規定に基づき、条件を付すものとし、その内容を当該許可証又は許可書の欄外余白に記載するものとする。

(取消処分の上申等)

第16条 警察署長は、法第17条第3項及び法第25条第3項の規定に基づき、その許可が公共の安全維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、警察本部長に取消処分の上申（生活安全部保安課（以下「保安課」という。）経由）をするものとする。

2 保安課長は、取消処分の決定がなされたときは、被処分者の住所地を管轄する警察署の長を経由して当該許可を受けていた者に通知するものとする。

#### 第4章 火薬庫等に関する取扱い

(火薬類製造所台帳等の作成)

第16条の2 警察署長は、法第52条第2項の規定による通報又は立入検査その他警察活動により次の表の左欄に掲げる施設を把握したときは、それぞれ同表右欄に掲げる様式を作成するものとする。

施設の区分	様式
火薬類製造所	生活安全部長が定める様式の火薬類製造所台帳
火薬類販売所	生活安全部長が定める様式の火薬類販売所台帳
火薬庫	生活安全部長が定める様式の火薬庫台帳
火薬類消費場所	生活安全部長が定める様式の火薬類消費者台帳

2 警察署長は、前項の規定により作成した様式の記載事項に変更があることを認知したときは、その都度補正するものとする。

(立入検査の実施要領)

第17条 警察署長は、職員を指定して管轄区域内に所在する火薬庫、火薬類消費場所その他火薬類を取り扱う場所に対する年1回以上の立入検査（法第43条第2項に規定する立入検査をいう。以下同じ。）を行わせるほか、次の各号に掲げる場合には職員に立入検査を行わせるものとする。

- (1) 新たに火薬類の取扱いを伴う事業を開始した者があるとき。
- (2) 盗難等の事故が発生し、若しくは発生のおそれが認められ、又は法令違反を認知したとき。
- (3) 前記(1)、(2)に掲げる場合のほか、必要があると認めるとき。

2 警察署長は、立入検査を行わせるときは、火薬類の取扱いに関し必要な教養を行った職員に行わせるものとする。

3 警察署長は、職員に立入検査を実施させる際は、警察手帳を携帯させるものとする。

4 保安課長が職員に立入検査を行わせるときは、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、「警察手帳」とあるのは「警察手帳又は身分証」と読み替えるものとする。

(結果報告等)

第18条 立入検査を実施した職員は、立入検査を実施した都度、生活安全部長が定める様式の立入検査実施票により所属する所属の長に報告しなければならない。

2 保安課長又は警察署長は、報告その他により、悪質法令違反又は火薬類の貯蔵、消費等が著しく適正を欠くなど、関係機関に通報する必要があると認められる事案を認知したときは、速やかに警察本部長に報告（警察署長にあっては保安課経由）をするものとする。

#### 第5章 緊急時の報告及び措置要請の報告

(緊急時の報告)

第19条 警察署長は、自動車等による火薬類の運搬又は猟銃用火薬類等の消費に関し、災害を防止し、又は公共の安全の維持のため、法第45条に規定する公安委員会の措置を必要と認めた場合は、応急の措置を講じ、速やかにその事態を警察本部長に報告（保安課経由。以下同じ。）をするものとする。

(措置要請の報告)

第20条 警察署長は、火薬類の製造、販売、貯蔵その他の取扱いに関し、公共の安全の維持のため、法第52条第4項の規定に基づき、兵庫県知事若しくは神戸市長（以下「知事等」という。）又は神戸海運監理部長に対し、必要な措置をとるべきことを要請する必要があると認めた場合は、生活安全部長が定める様式の措置要請（特異）事案報告書により、速やかにその状況について生活安全部長に報告（保安課経

由) をするものとする。

## 第6章 意見聴取に関する取扱い

(意見聴取の処理)

第21条 警察署長は、知事等又は知事の委任を受けた者から、法第52条第1項に基づく令第13条第1項に規定する意見聴取を求められた場合は、必要な調査を行い、意見を付して次の各号に定めるところにより回答し、又は報告するものとする。

- (1) 消費に係るものであって、かつ、当該火薬類の数量が別表に掲げるものにあつては、知事等又は知事の委任を受けた者に直接回答すること。ただし、周囲の状況、工事の内容その他の理由を判断し、不許可処分の意見を相当と認めるとき、又は処理に当たって疑義のあるときは、保安課長と協議の上で回答すること。
  - (2) 前号以外の場合にあつては、保安課長に報告すること。
- 2 前項第2号に規定する報告を受けた保安課長は、知事等又は知事の委任を受けた者に回答するものとする。ただし、当該報告が重要な意見聴取に係るものであると認めるときは、生活安全部長に報告をするものとする。
- 3 前項に規定する報告を受けた生活安全部長は、知事等又は知事の委任を受けた者に回答するものとする。
- 4 前各項に規定する回答は生活安全部長が定める様式の意見聴取に対する回答書により、報告は生活安全部長が定める様式の意見聴取に対する調査報告書により行うものとする。

## 第7章 雑則

(随時報告)

第22条 警察署長は、火薬類に係る事件、事故その他の事案が発生した場合は、必要な調査又は捜査を行うとともに、速やかにその概要を生活安全部長が定める様式の火薬類関係事案発生(検挙)報告書により、警察本部長に報告をするものとする。

(収入証紙の処理)

第23条 警察署長は、第5条の規定により運搬証明書を交付する場合又は第9条、第10条及び第14条に規定する猟銃用火薬類等の譲渡若しくは譲受け又は輸入に係る許可申請書を受理した場合は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表に規定する当該手数料相当額の兵庫県収入証紙(以下「収入証紙」という。)を納付させるものとする。

- 2 前項の規定により納付された収入証紙は、当該運搬届又は許可申請書の余白に貼り付けて、収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の規定により処理するものとする。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、法、令、運搬府令及び猟銃等火薬府令に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。  
(火薬類運搬通知の数量及び火薬庫等立入検査に関する要綱の廃止)
- 2 火薬類運搬通知の数量及び火薬庫等立入検査に関する要綱(昭和42年兵庫県警察本部訓令第23号)は、廃止する。  
(警察職員の特殊勤務手当に関する規則の実施規程の一部改正)

- 3 [略]

附 則 (令和2年3月25日本部訓令第12号)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和2年8月31日本部訓令第34号)

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

**別表** (第21条第1項関係)

火薬類の種類	数(薬)量
火薬又は爆薬	100キログラム以下
工業雷管、電気雷管又は信号雷管	5,000個以下
銃用雷管又は銃用雷管付薬きょう	50,000個以下
実包又は空包	30,000個以下
導爆線	3キロメートル以下
導火線	5キロメートル以下
打揚煙火(直径24センチメートル以上のものを除く。)	100個以下
仕掛煙火	5台以下
上記以外の火工品	100キログラム以下